

(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第17条第2項 平成28年5月24日 提出
図書の縦覧の公告	条例第18条第1項 平成28年6月3日 市報公告 （広報よこはま6月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）
図書の写しの縦覧	条例第18条第1項 縦覧期間：平成28年6月3日～平成28年7月19日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 神奈川区役所区政推進課 （横浜中央図書館及び神奈川図書館で閲覧、 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施）
審査会への諮問	条例第18条第2項 平成28年6月7日 諮問
図書の概要の周知	条例第19条第1項 方法書対象地域：神奈川区の一部 周知方法：「「環境影響評価方法書」に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域の各戸に配布 条例第19条第2項 平成28年5月24日 周知計画書提出
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間：平成28年6月3日～平成28年7月19日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 （環境影響評価課のホームページでも意見書の受付を実施）
方法市長意見書の作成	条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者 に送付
方法市長意見書の公告・縦覧	条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧